

大阪府消費者保護審議会 委員名簿

(令和7年9月29日現在)

氏 名	フリガナ	職 名	選任理由	備 考
(学識経験者)				
赤松 純子	アカマツ ジュンコ	弁護士(大阪弁護士会)	消費生活における様々な法的課題等の審議に関し、法律の専門家としての意見を求めるため、大阪弁護士会からの推薦により選任	再任
池田 愛	イケダ メグミ	関西大学法学部 准教授	民事訴訟法の分野に精通し、事業者と消費者の問題解決等の審議に関し、専門的な知識と経験を有していることから選任	
笠原 幸子	カサハラ サテコ	四天王寺大学大学院人文社会学研究科 教授	福祉の分野に精通し、高齢者等における消費者被害の未然防止・拡大防止のための課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	再任
高田 倫子	タカタ ミチコ	大阪公立大学大学院法学研究科 教授	行政法の分野に精通し、行政処分等の手続適正等の課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	再任
高原 知明	タカハラ トモアキ	大阪大学大学院高等司法研究科 教授	民事裁判の実務等に長年携わった経験から、民事訴訟法の分野に精通し、紛争解決等の課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	再任
新関 三希代	ニイゼキ ミキヨ	同志社大学経済学部 教授	経済・金融の分野に精通し、消費生活に大きな影響を与える経済活動や金融教育における課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	
西江 なお子	ニシエ ナオコ	奈良学園大学人間教育学部 准教授	消費者教育や家庭科教育の分野に精通し、消費者教育審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	
馬場 圭太	ババ ケイタ	関西大学法学部 教授	消費者法の分野に精通し、契約上のトラブル対策等の課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	
吉井 美奈子	ヨシイ ミナコ	武庫川女子大学教育学部 准教授	消費者教育の分野に精通し、消費者の自立、消費者被害の未然防止等の課題の審議に関し、豊富な知識と経験を有していることから選任	再任
(消費者代表)				
岡本 孝子	オカモト タカコ	なにわの消費者団体連絡会 事務局長	消費者施策に関し、消費者の代表としての意見を求めるため、消費生活に関する諸問題の調査研究等に取り組むなにわの消費者団体連絡会からの推薦により選任	再任
雪 美保子	スズキ ミホコ	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事・関西支部長	消費者施策に関し、消費者の代表としての意見を求めるため、消費者の権利の確立及び消費者の自立支援の推進、被害救済等に取り組む公益社団法人全国消費生活相談員協会からの推薦により選任	再任
立石 孝行	タテishi タカユキ	全大阪消費者団体連絡会 事務局長	消費者施策に関し、消費者の代表としての意見を求めるため、消費生活に関連する諸問題や制度の調査研究等、様々な消費者問題に取り組む全大阪消費者団体連絡会からの推薦により選任	
中浜 多美江	ナカハマ タミエ	NPO法人関西消費者連合会 副理事長	消費者施策に関し、消費者の代表としての意見を求めるため、消費者問題に関する様々な事業の実施に取り組むNPO法人関西消費者連合会からの推薦により選任	再任
中村 英子	ナカムラ エイコ	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 西日本支部 事業委員長	消費者施策に関し、消費者の代表として意見を求めるため、消費者紛争の解決や消費者啓発等に取り組む公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会からの推薦により選任	再任
中村 夏美	ナカムラ ナツミ	大阪府生活協同組合連合会 専務理事	消費者施策に関し、消費者の代表としての意見を求めるため、消費者のよりよい暮らしを実現するための様々な事業等に取り組む大阪府生活協同組合連合会からの推薦により選任	再任
(事業者代表)				
北村 嘉成	キタムラ ヨシナリ	近畿百貨店協会 事務局長	消費者施策に関し、事業者としての立場からの意見を求めるため、百貨店の事業者団体である近畿百貨店協会からの推薦により選任	
新川 隆弘	シンカワ タカヒロ	公益社団法人消費者関連専門家会議 理事 西日本支部長	消費者施策に関し、事業者としての立場からの意見を求めるため、消費者の信頼構築を図るための取り組み等を行う公益社団法人消費者関連専門家会議からの推薦により選任	再任
名越 由美子	ナゴシ ユミコ	大阪商工会議所 流通・サービス産業部 次長	消費者施策に関し、事業者としての立場からの意見を求めるため、商工業の総合的な改善・発達を図る等の取り組みを行う大阪商工会議所からの推薦により選任	再任

(五十音順)

※大阪府消費者保護審議会規則第2条に基づき、学識経験のある者、消費者の意見を代表する者及び事業者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。